第１号様式（第６条関係）

　　　年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付申請書

第　　　　　号

　年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　　　殿

住　　　　所：

法　 人 　名：

代表者職・名：

担 当 者 名：

　　　　　年度において、下記のとおり就労継続支援Ａ型事業所設置等事業を実施したいので、補助金　　　　　　　　　　円を交付されるよう、大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

　１　事業の目的：

　２　事業完了予定年月日：　　　　　年　　　月　　　日

　３　添付書類

　　（１）事業計画書（任意）

　　（２）収支予算書（任意）

　　（３）補助対象経費に関する内容及び金額等が分かる書類

（参考）

事業計画書

１　事業日程及び事業の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業日程 | 事業の内容 |
|  |  |  |

２　事業に要する経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 補助対象経費（単位：円） | 経費の内訳 |
|  |  |  |

（参考）

収支予算書

１　収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額（単位：円） | 備考 |
| 県費補助金 |  |  |
| 計 |  |  |

２　支出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額（単位：円） | 備考 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

第２号様式（第７条関係）

年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付決定通知書

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

大分県知事

　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付申請のあった　　　　　年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金については、下記のとおり交付することが決定したので、大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　補助対象経費　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

３　補助条件

（１）前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定通知を受けた後に、補助対象事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）し、若しくは中止し、又は廃止しようとする場合は、大分県就労継続支援Ａ型事業所設置補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（２）知事は、前条に規定する申請があった場合は、申請内容を審査し、補助事業の変更等を認めた場合は、速やかに大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金事業変更（中止、廃止）承認決定通知書（第４号様式）を申請者に通知するものとする。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（４）知事が、交付決定者に対して補助対象事業の進捗状況等について、調査又は報告を求めた場合は、速やかに提示すること。

（５）法第36条第１項の規定により、知事又は大分市長の指定を受けること。

（６）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

（７）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

（８）この補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（９）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（10）財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（11）知事の承認を受けて財産を所分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（12）大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）第５条第１項第１号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

ア　補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（補助対象経費の２０パーセント以内の増減）

イ　補助対象経費の２０パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の２０パーセント以内の増減」）

第３号様式（第８条第１号関係）

年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金事業

（変更・中止・廃止）承認申請書

第　　　　　号

　年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　　　殿

住　　　　所：

法　 人 　名：

代表者職・名：

担 当 者 名：

　　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　　年度

大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付要綱第８条第１号の規定により申請します。

記

１　変更・中止・廃止の理由：

　　２　変更・中止・廃止の期間（期日）：

３　変更の内容：

（備考）

　　変更前と変更後が比較できるよう、事業計画書及び収支予算書を作成し、添付すること。

第４号様式（第８条第２号関係）

年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金事業

（変更・中止・廃止）承認決定通知

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

大分県知事

　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で申請のあった　　　　　年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書については、承認することが決定したので、大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付要綱第８条第２号の規定により通知します。

第５号様式（第10条関係）

年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付請求書

第　　　　　号

　年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　　　殿

住　　　　所：

法　 人 　名：

代表者職・名：

担 当 者 名：

　　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　　年度

大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金　　　　　　　　　　　円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 | 事業完了（予定）年月日 | 備考 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |

　【補助金振込み口座】

　　金融機関名：

　　口座番号　：

　　口座名義　：

第６号様式（第13条関係）

年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金実績報告書

第　　　　　号

　年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　　　殿

住　　　　所：

法　 人 　名：

代表者職・名：

担 当 者 名：

　　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　　年度

大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金事業について、下記のとおり実施したので、大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

　　１　事業の効果：

　　２　事業完了年月日：

　　３　添付書類

　　（１）事業実績書（任意）

　　（２）収支精算書（任意）

　　（３）契約書又は見積書の写し

　　（４）財産、成果物及び取組状況の写真

　　（５）領収書又は請求書の写し

　　（６）財産管理台帳の写し

　　（７）その他知事が必要と認める書類

（参考）

事業実績書

１　事業日程及び事業の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業日程 | 事業の内容 |
|  |  |  |

２　事業に要した経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 補助対象経費（単位：円） | 経費の内訳 |
|  |  |  |

（参考）

収支予算書

１　収入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 精算額（単位：円） | 予算額（単位：円） | 増減（単位：円） | 備考 |
| 県費補助金 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 精算額（単位：円） | 予算額（単位：円） | 増減（単位：円） | 備考 |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

第７号様式（第14条関係）

年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金の額の確定通知書

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

大分県知事

　　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で提出のあった　　　年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金実績報告書に基づき、　　　年　　月　　日付け

第　　　　号による交付決定通知に係る補助金の額　　　　　　　　　　円については、金　　　　　　　　円に確定したので、大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

第８号様式（第15条関係）

年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金に係る

消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定報告書

第　　　　　号

　年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　　　殿

住　　　　所：

法　 人 　名：

代表者職・名：

担 当 者 名：

　　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　　年度

大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したので、大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

　１　補助金の額の確定額：金　　　　　　　　　　　　　円

　　　（　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号による額の確定通知額）

　２　補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税の仕入控除税額

　　　　金　　　　　　　　　円

　３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税の仕入控除税額

　　　　金　　　　　　　　　円

　４　補助金返還相当額

　　　　金　　　　　　　　　円

　５　その他

　　（１）別紙を添付すること

　　（２）その他参考となる書類

　　　　　※消費税及び地方消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

　　　　年度大分県就労継続支援Ａ型事業所設置等補助金に係る

消費税及び地方消費税の仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入に係る消費税額及び地方消費税額（Ａ） | 補助率（Ｂ） | 仕入に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（Ａ×Ｂ） | 備考 |
|  |  |  |  |

　（注）１　「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」の欄は、補助対象経費に含まれる消

費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額

と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額を記

載すること。

　　　　２　「仕入に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額」の欄は、補助対象経費に

含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係

る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税

率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。